

昭和三十五年政令第百二十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務費交付金の総額）

第一条 国民年金法（以下「法」という。）第八十六条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。）が法又は法令の規定によつて行う事務（以下「市町村事務」という。）の処理に必要な費用として、政府が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金（次条において「事務費交付金」という。）の総額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 基礎年金等事務（市町村事務のうち老齢福祉年金及び老齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）に係る事務以外の事務をいう。以下同じ。）のうち適用等事務（国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号。以下この条において「施行令」という。）第一条の二第一号、

第七号及び第十号（法第五条第一項に規定する届出（法第八十八条の二及び第八十九条第一項の規定による保険料の免除に関する届出を除く。）に係る事務に限る。）に掲げる事務をい

う。）の執行に通常要する被保険者（第三号に規定する保険料免除者、法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。以下同じ。）一

人当たりの費用の額として厚生労働大臣が九百八十七円を基準として定める額に、当該年度の各月末における被保険者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

二 基礎年金等事務のうち給付事務（施行令第一条の二第三号から第六号まで、第十号（法第五条第一項に規定する届出に係る事務を除く。）、第十一号及び第十二号に掲げる事務をいう。）の執行に通常要する受給権者（施行令第一条の二第三号から第六号までに掲げる給付を受ける権利の裁定を受けた者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の法第十六条の規定により年金たる給付を受ける権利の裁定を受けた者に限る。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）一人当たりの費用の額と

して厚生労働大臣が七百三十八円を基準として定める額に、当該年度の各月末における受給権者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

三 基礎年金等事務のうち免除事務（施行令第一条の二第八号、第九号及び第十号（法第五条第一項に規定する届出のうち法第八十八条の二及び第八十九条第一項の規定による保険料の免除に関する届出に係る事務に限る。）に掲げる事務をいう。）の執行に通常要する保険料免除者（法第八十八条の二、第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四条）附則第十四条第一項の規定により法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき法の保険料を納付することを要しないものとされている者に限る。以下同じ。）一人当たりの費用の額と

して厚生労働大臣が二千二十二円を基準として定める額に、当該年度の各月末における保険料免除者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

四 福祉年金事務（市町村事務のうち福祉年金に係る事務をいう。次条において同じ。）の執行に通常要する福祉年金の受給権者（受給権の裁定を受けた者に限る。以下この号並びに同条第三号及び第四号において同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が五十八円を基準として定める額に、当該年度の各月末における福祉年金の受給権者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

（各市町村ごとの事務費交付金の額）

第二条 每年度各市町村に対して交付すべき事務費交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該年度において、第一号及び第三号に係る事務費交付金の合計額は、現に市町村事務の執行に要した人件費の総額を、第二号及び第四号に係る事務費交付金の合計額は、現に市町村事務の執行に要した物件費の総額をそれぞれ超えることができない。

一 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分について、各市町村における被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分について、各市町村における被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

三 福祉年金事務の執行に要する費用のうち人件費に對応する部分について、各市町村における被保険者、受給権者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 福祉年金事務の執行に要する費用のうち物件費に對応する部分について、各市町村における被保険者、受給権者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

この政令は、昭和三六年五月一九日政令第一三七号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三七年三月二十四日政令第六三号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三七年五月二日政令第一八六号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三八年三月一日政令第三七号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三九年六月一日政令第一七三号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三九年六月一日政令第一七三号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三九年六月一日政令第一七三号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和三九年六月一日政令第一七三号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和四〇年三月二二日政令第四〇号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和四〇年八月一〇日政令第二六八号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和四一年六月三〇日政令第二〇五号）抄

附 則（昭和四年八月七月政令第一四〇号）

附 則 (平成二一年三月二三日政令第五一号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる政令の規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一 及び二 略

三 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成二十年度分の事務費交付金

付 金

附 則 (平成二一年二月二八日政令第三二〇号) 抄

(施行期日) この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則

(平成二二年三月一〇日政令第二四号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる政令の規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一 及び二 略

三 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成二十一年度分の事務費交付金

付 金

附 則 (平成二三年三月二五日政令第三六号)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条の規定は、平成二十二年度分の事務費交付金から適用する。

一 及び二 略

附 則 (平成二四年三月二八日政令第七五号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次に各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金又は交付金から適用する。

一 及び二 略

三 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成二十三年度分の事務費交付金

附 則 (平成二六年三月一九日政令第六九号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一 及び二 略

三 第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成二十五年度分の事務費交付金

附 則 (平成二七年三月二五日政令第九四号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める交付金から適用する。

一 及び二 略

三 第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成二十六年度分の事務費交付金

附 則 (平成二八年三月二四日政令第七六号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一 及び二 略

三 第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成二十七年度分の事務費交付金

附 則 (平成二九年三月二四日政令第五三号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一 及び二 略

三 第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一

条 平成二十八年度分の事務費交付金

附 則 (平成三十一年三月二二日政令第五八号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一 及び二 略

附 則 (平成三一年三月一〇日政令第五二号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 及び二 略

附 則 (平成三一年三月六日政令第三七号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 及び二 略

附 則 (平成三一年三月三〇日政令第一〇六号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月五日政令第四二号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一 及び二 略

附 則 (令和三年八月六日政令第二二九号) 抄

(施行期日) この政令は、令和四年四月一日から施行する。

一 及び二 略

附 則 (令和四年三月一五日政令第五二号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 及び二 略

附 則 (令和五年三月一五日政令第五一号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一 及び二 略

附 則 (令和六年三月一三日政令第五一号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一 及び二 略

附 則 (令和六年三月一三日政令第五一号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一 及び二 略

附 則 (令和五年三月一三日政令第五一号) 抄

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金